

郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱

令和7年3月31日制定

令和7年5月30日改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の契約（以下「局発注業務」という。）の適正な履行を確保するため、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定。以下「資格審査要綱」という。）第7条第1項に規定する有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止及び入札参加資格の取消し（以下「指名停止等」という。）の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等 建設工事に係る測量、設計及び調査をいう。
- (3) 製造・販売 製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。）及び工事に係る土木及び建設資材の購入をいう。
- (4) 工事等 建設工事、測量等及び製造・販売をいう。
- (5) 物品調達 物品の購入、修繕、売払い、製造の請負及び賃貸借をいう。
- (6) 業務委託 局有建築物等の維持管理に関する業務委託及び役務の提供をいう。
- (7) 建物等の修繕 建物、設備その他の構造物の修繕をいう。

(指名停止等)

第3条 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が、別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる事由のいずれかに該当するときは、別表各項及び別に定める運用基準により情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 前項に規定する指名停止の期間（以下「指名停止期間」という。）の開始日は、指名停止の決定があった日とする。この場合において、指名停止期間中の有資格業者について、別の事案により指名停止を行う場合の開始日は、当該事案の指名停止の措置を決定したときとする。
- 3 管理者は、第1項又は次条若しくは郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）第3条第1項の規定により指名停止等を行った有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請事業者及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請事業者（本局以外のものから局発注業務の一部について受託するものをいう。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請事業者について、局発注業務の受注者の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格業者が、1の事案により別表各項に掲げる事由の2以上に該当したときは、当該事由ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってその事案に係る指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）とする。

（1）別表第1各項に掲げる事由に係る指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各項に掲げる事由に該当することとなったとき。

（2）別表第2各項に掲げる事由に係る指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各項に掲げる事由に該当することとなったとき。

（3）別表第2第1項に掲げる事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項に掲げる事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（4）別表第2第2項又は第3項に掲げる事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第2項又は第3項に掲げる事由に該当することとなったとき（第2号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項に定める指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項に定める長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったと認めるときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の範囲内で当該有資格業者に係る指名停止期間を変更することができる。

6 管理者は、指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第6条 管理者は、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号又は第3項第1号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第2項各号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項各号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項各号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

2 有資格業者が、別表第2第2項各号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、別表第2第2項各号に定める期間の短期を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。

(指名停止の引継)

第7条 指名停止期間中の有資格業者から郡山市競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第6条に規定する承継の承認を受けた有資格業者は、当該指名停止に係る期間を引き継ぐものとする。

(不正及び事故業者等の報告)

第8条 局発注業務を所掌する課等の長（以下「所管課長」という。）は、有資格業者が、資格審査要綱第6条第2項第1号から第6号までのいずれか又は別表各項に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を総務課長に報告しなければならない。

(審査、決定及び通知)

第9条 総務課長は、前条に規定する行為を知ったとき、同条の規定による報告を受けたとき、又は指名停止期間中の有資格業者が第5条第5項若しくは第6項に該当することが明らかになったと認めるときは、郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条により設置された郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り、指名停止等、指名停止期間の変更又は指名停止の解除について審査を受けなければならない。

2 管理者は、指名停止等の決定、指名停止期間の変更又は指名停止の解除をするに当たっては、前項の審査の結果を勘案するものとする。

3 管理者は、指名停止等の決定をしたときは、理由を付して、競争入札に係る有資格業者指名停止通知書（第1号様式）により、その旨を当該決定に係る有資格業者に対し通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

4 総務課長は、前条の規定により所管課長から報告を受けた事案において、指名停止等が行われない場合においては、その旨を当該所管課長に対し通知するものとする。

5 管理者は、指名停止期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、理由を付して、指名停止期間変更通知書（第2号様式）又は指名停止解除通知書（第3号様式）により、その旨を当該変更又は解除に係る有資格業者に対し通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

6 郡山市が指名停止等を行った有資格業者については、第1項の規定にかかわらず、審査会の審査を省略することができる。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第10条 管理者は、第3条第2項の規定により指名停止等を行う場合で、有資格業者が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号に定める事項に該当するときは、同条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 管理者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請負の禁止)

第12条 管理者は、指名停止期間中の有資格業者が、局発注業務を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止等に至らない事由に関する措置)

第13条 管理者は、指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該指名停止等を行わない有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(公表)

第14条 管理者は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を公表するものとする。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決等)

第15条 この要綱の解釈及び運用は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せによるものとし、なお疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指名停止等の措置対象となる行為がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に行われた場合において、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり別表各項に掲げる指名停止事由に該当するときは、この要綱を適用するものとする。

3 施行日以前に行った、郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年6月28日制定）、郡山市上下水道局物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）に基づく指名停止等の措置は、なおその効力を有する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 事故等による措置要件

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 (1) 局発注業務（郡山市発注の業務を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争又は指名競争において、入札参加申請書、入札参加資格確認資料その他の契約締結までの提出資料に虚偽の記載をし、局発注業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
2 過失による粗雑履行 (1) 局発注業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 (2) 局発注業務以外の業務（以下「一般業務」という。）のうち市内における業務の履行に当たり、重大な過失（※）により業務を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
3 契約違反 (1) 局発注業務の履行に当たり、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号。以下「条例」という。）第7条第6項について、次のいずれかに該当し、局発注業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき（発注者の指導により改善されたときを除く。）。 ア 条例第7条第6項第2号又は第4号に該当するとき。 イ 条例第7条第6項第3号に該当するとき。 (2) 前項第1号及び前号に掲げる場合のほか、局発注業務の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内 2 週間以上 4 か月以内
4 公衆損害事故 (1) 局発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (2) 一般業務のうち市内における業務の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3) 一般業務のうち市外における業務の実施に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合におい	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 3 か月以内

て、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
5 業務関係者事故	
(1) 局発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内
(2) 一般業務のうち市内における業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2週間以上2か月以内
(3) 一般業務のうち市外における業務の履行に当たり、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該業務等の責任者等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2週間以上2か月以内

(※) この表において「重大な過失」とは、法令違反による処分がなされた場合をいう。

別表第2 贈賄及び不正行為等による措置要件

措 置 要 件	期 間
1 贈賄	
(1) 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4か月以上12か月以内
イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	2か月以上6か月以内
(2) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ウ 使用人	1か月以上3か月以内
(3) 次に掲げる者が、県外の公共機関（ただし、イの場合は、本県を除く東北各県の区域内に限る。）の職員に対して行った贈賄	

の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等	3 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
2 独占禁止法違反行為 (1) 局発注業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (2) 一般業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	3 か月以上12か月以内 2 か月以上 9 か月以内
3 競売入札妨害又は談合 (1) 局発注業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 (2) 一般業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	4 か月以上12か月以内 3 か月以上12か月以内 3 か月以上12か月以内 2 か月以上12か月以内
4 建設業法違反行為 (1) 市発注業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (2) 市内における一般業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (3) 市外における一般業務に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 9 か月以内
5 業務関連法令違反行為 (1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき、又は業務に関し暴力的不法行為を行う等、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上12か月以内

(2) 別表第1並びに前各項及び前号に掲げる場合のほか、業務関連法令違反により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上12か月以内
6 入札執行妨害 (1) 局発注業務の入札に当たり、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるとき。 ア 入札に参加するに際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 イ 入札において、挙動不審な行動又は公衆に著しい迷惑行為をしたとき。	1か月以上12か月以内
7 契約締結拒否 (1) 局発注業務において、落札（随意契約による決定を含む。）したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1か月以上12か月以内
8 不正又は不誠実な行為 (1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内
(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市上下水道事業管理者



指名停止通知書

この度、次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

なお、指名停止の期間中は、新たに本局発注業務の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することはできません。

- 1 指名停止期間
- 2 指名停止の理由

第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市上下水道事業管理者



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 郡上下総第 号で通知した指名停止について、次のとおり指名
停止期間を変更したので通知します。

指名停止期間
変更前
変更後

変更理由

第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市上下水道事業管理者



指名停止解除通知書

年 月 日付け 郡上下総第 号で通知した指名停止について、当該指名停止を
解除したので通知します。

解除年月日

解除理由